

組織化については、水管理組合など農家によって構成される既存の管理組織を非農家を含めた組織へ再編することや地域住民、地元企業などが施設管理に参画するための新たな組織を設立することが考えられる。協定締結については、土地改良区が地域住民の要請に応じて多面的機能が発揮されるような管理操作を実施し、それに対して、地域住民が施設の管理活動に参加するというような施設管理の役割分担等について、自治会組織を活用して合意形成を図り、その内容の約束をすることが考えられる。

しかし、実際に非農家の管理参画を得ることは、簡単に実現するものではない。平地の混住化の進んでいる地域では、非農家が管理に参画する様々な枠組みを構築することが見込まれるが、中山間地域などのように農家の占める割合が高い地域では、非農家の管理参画はあまり期待できない面もある。このため、中山間地域等直接支払制度等により集落共同活動を活性化させるとともに、棚田クラブやワーキングホリデー等の都市部の住民との連携といった多様な取組みを進めていくなど、地域の状況に応じた対応をとることが必要である。

組織化や協定締結を実現するにあたって、発揮する多面的機能や非農家の管理参画の方法は施設によって異なるため、組織化や協定締結の方法も施設ごとに様々であり、本事業を実施する地区全体で一つの組織化や一つの協定に取り込んでいくことは非常に困難と考えられる。

むしろ、非農家の管理参加の状況や地域住民の多面的機能の発揮に対する要請等地域の情勢に応じて、組織化や協定締結が実現可能な範囲で、換言すれば地域住民が多面的機能の享受を実感できる範囲で、段階的に取り組み、その活動を地区全体に広げていく方法が現実的である。

